

革命的道德性の弁証法：1794-96年ニュルンベルク民衆運動とジャコバン派エアハルト

壽福, 眞美 / JUFUKU, Masami

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

34

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

147

(終了ページ / End Page)

193

(発行年 / Year)

1988-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006631>

革命的道德性の弁証法

——一七九四—九六年ニュルンベルク

民衆運動とジャコバン派エアハルト——

はじめに—フランス革命、ニュルンベルク、エアハルト。

寿 福 真 美

一七九二年ニュルンベルクは珍しい大雪にひっそりと沈みこんでいた。前世紀には四万人を数えた市民も、内陸部から海洋への通商路の転換、旧態依然としたツンフト体制の支配（マニユファクチャーの名に値するものは皆無であった）、パトリツィアなる象徴的な名称をもった門閥貴族による大、小参事会、あらゆる行政・司法・軍事諸機関の独占、そこから生ずる腐敗と停滞、これらのせいで一万人も減少していた。⁽¹⁾しかしそれでもフランケン・クライスのなかでは経済的、政治的そして文化的に一際そびえたつ「帝国都市」であることに変わりはなかった。ライン—マイン（—レグニッツ）—ドナウを結び、ザルツブルク—エアフルト—ライプツィヒと続く「塩の道」にあり、二七領代表からなるクライス議会も常設されていた。なかでも目立っていたのは、「たいていの人々が特別な結社の中でのように自由に話せるために、居酒屋に集まっては〔議論し〕、そして何でも沢山読まれている」ことが示す自由な雰

開氣であつた。⁽²⁾そしてこの居酒屋談議には一七八九年以来まったく新しい話題が入ってきて、どのビアホール、木賃宿、スタンダムパリのルイ一家とサンキュロット、ウイーン宮廷とベルリンの国王の動向でもちきりだつた。幸いなことに『平和と戦争の飛脚』は、七月二三日付パリ通信員の手になるバステューヌ襲撃の報を載せてから、日曜日を除いて毎日大革命をめぐる内外のニュースを伝えてくれていたし、シュトラースブルクをはじめライン左岸発行のパンフレット類も秘かに持ち込まれ、回し読みされてい⁽³⁾た。

だがパトリツィーアや名士連、仲買大商人や金融業者、手工業親方、将校や士官といったお偉方から、下は職人、徒弟、小売商、日雇い、使用人、乞食、さらには市壁外の水呑百姓に至るまで、住民全部のなかにとびきりの話題を提供したのは、町の同じ空気をすっている連中が夜陰に乗じて町のあちこちに貼りだす手書きや、稀に印刷されたポスター、ビラだつた。この町にほんの僅か住んだ者で、あの『赤いおんどり事件』を知らない者は誰一人としていなかった。バステューユから一カ月後の八月一三日朝九時、聖ローレンツ教会脇の宿屋『赤いおんどり』の入口で、『起て、兄弟よ！起て、市民よ！』で始まる手書ポスターが発見された。「今こそ諸君の自由、生まれながらの権利を再び手中にする秋だ。……幸いにも今は、我らが貴族たるごろつきで愚鈍な連中（『パトリツィーア』は誰にも助けを求められない。……私は固く決意した三九人の他の市民と共に誓いあつた、諸君の先頭に立ち、イザとなれば人非人の貴族の家に火をつける、と⁽⁴⁾」人権自然権回復の論理、パトリツィーア支配体制打破のプログラム、結社、暴力を含む組織的行動への訴え、これらは今まで地下に潜っていた、あるいは弱くあるいは部分的に表明されていたニュルンベルク民衆の声が一気に、しかも初めてほとばしりてた証であつた。参事会と警察は筆跡鑑定や報償金の手段にも訴え必死の調査を続けるが、「事件」は迷宮入りとなつた。それがまた市民の喝采をはくするのである。レーゲン

スブルクの帝国議会による「当局に対する臣民の非合法的行為を公にしてはならぬ」という脅しも何んの効果もなかった。⁽⁵⁾

しかしながら一七九二年春の今、ドカ雪をも溶かしそうな二つの事件が市民の不満と期待をこれまでになく高めていた。二月アンスバッハ・バイロイト侯国付大臣ハルデンベルクが、プロイセン政府を代表して、ニュルンベルク市門を含め近郊一帯に対する領邦主権を要求する勅令をつきつけていた。どうするのか。二つめは前年八月プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルムと皇帝レオポルトⅡ世が「フランス王制再興」をうたったピルニッツ宣言後の成行である。サンキュロット軍三〇万はキュステイヌ、ボナパルト、デュムーリエを先頭にライン、ロース、モーゼルそして北の各方面軍に集結し、連合軍はブラウンシュヴァイク・リュウネブルク大公フェルディナントを総司令官として、プロイセン—オーストリア間の反目はありながら、戦端を開く準備を完了している。⁽⁶⁾「帝国都市」市民はどう行動すべきか。

二五才のエアハルトも二重の意味で岐路に立っていた。針金細工親方の息子として一〇年以上も父の許で見習いをしたものの、⁽⁷⁾生来の病氣（鼻血と妄想）故かヴェルツブルク大学医学部でフォン・シーボルトの教えと援助を受け、八月までには博士論文（アルトドルフ大学）を準備しなければならぬ。⁽⁸⁾市の商人ゾーリングの娘との結婚を間近に控え、開業するのか、あるいは教授職を求め続けるのか。⁽⁹⁾さらに一段と問題なのが、現下の出来事にどのように参加するのかだ。『純粹理性批判』を独習するなかで、あらゆる理論と制度が意思の自律性、道徳的意思に究極の根拠をもたねばならないことを学び、⁽¹⁰⁾大学卒業後の九〇—九一年冬イェナではラインホルトと、ケーニヒスベルクではカントやフィヒテと、さらにはシラーと語りあうなかで、道徳論を基礎に自然法の体系と立法論を展開しなければならぬ

という確信も深まってきた⁽¹⁾。フランス革命の経過を人念に研究してみて、色々不十分な点もあるにはあるが、しかし基本的には自分の考えに合致している。(1)自然状態は不正義の状態である。(2)人間が道德的存在であるかぎり、自己決定の権利とそれに直接規定される一連の権利(狭義の人權)は誰もどんな体制も奪うことはできない。(3)これを相互に保証しあい、人權行使の諸条件(広義の人權)を保証するのが市民社会である。(4)したがって市民状態への移行は人間にとつての義務なのだ。(5)もしこの保証を担保する力が受託者ではなく所有者の手に入れば、支配者は専制君主となり、臣民は奴隷となる。逆に大多数の民衆の声に従つて権力が行使されるとき、民主制となる。⁽¹²⁾(6)そして今の所このような道德的行為が生じているのは全世界のなかでフランスだけなのだ。⁽¹³⁾

*フランス革命は同時代史として全ヨーロッパを席捲した、謂わばヨーロッパ革命であつた。しかもその「波及」過程は受動的なものではなく、各民族、各国家の都市市民、知識人、民衆そして農民による自律的な思想と運動を發展させ、それに支えられて展開したのである。なかでも当時ジャコバン派として一括された急進的ないし革命的民主主義者たちの思想と運動は、経済・社会・政治・文化の全領域にわたつて、民主主義の理念を独自に發展させ、かつ具体化しようとする点で、異彩を放っている。彼らは個人の最大限の自由と社会的平等、諸民族の連帯を実現する社会を徹々に構想し、そのために行動することによつて、やがて実現される資本制でもなく、バブーフの途でもなく、まさに革命的民主主義という謂わば第三の道を探求したのである。そしてこの思想運動は、一八四八―四九年の第二のヨーロッパ革命まで連なつていく、今度は赤いジャコバン派として。

我が国では、管見のかぎり、まだ本格的な研究は現れていない(但し自由民権運動は勿論除外する。マインツ・ジャコバン派ゲオルク・フォルスターに關しては次の翻訳があるが、ジャコバン派運動史をカヴァーしてはいない。『ゲオルク・フォルスター作品集』、三修社、一九八三年)。本稿はニュルンベルク・ジャコバン派エアハルトの思想を民衆運動との關係に焦点を合わせて分析している。民衆運動の自律性と理論、政策の徒としてのジャコバン派の緊張關係はフラン

スに限られるものではなく、むしろ相対的に弱い大衆的基盤の上でこそ、その意味と問題が赤裸々に現れるのである。同時にとくに下イッ・オーストリアのジャコバン派の中にはカント左派とも言うべき潮流を折出できるのであるが、エアハルトはフィヒテと並んでその双壁をなしており、カント哲学の受容、大衆化過程の一齣としても幾多の理論的課題を照らし出してくれるであろう(たとえば意思の自律性と私的所有の関連、物自体の解釈など)。

なおエアハルトに関するビプリオグラフィは本節注(1)のハーシスによるものが唯一かつほぼ完璧なものである。なお第一節注(3)位をも参照。

- (一) Johann Benjamin Erhard, Agenter Bericht an das französische Aussenministerium, Nr. 3 vom 12. 7. 1796, in: Hellmut G. Haasis (hrsg. v.), *Über das Recht des Volks zu einer Revolution und andere Schriften*, Syndikat, F. a. M. 1976, S. 173-180 und Anm. 60, S. 254, Heinrich Scheel, *Süddeutsche Jakobiner. Klassenkämpfe und republikanische Bestrebungen im deutschen Süden Ende des 18. Jahrhunderts*, Topos V., Vaduz/Liechtenstein 1980, S. 60 f.

- (二) Erhard, *Agenter Bericht*, Nr. 1 vom 5. 7. 1796, S. 170.

(anonym), *Sind Privatperson berechtigt, die Handlungen der Regenten öffentlich zu tadeln?* in: *Der Freund der aufgeklärten Vernunft und wahren Tugend*, hrsg. v. J. Ch. König, Nürnberg 1785-1786, 2. St., S. 32.

「市民社会に於て考へらるべきものあらゆる善悪の源つまり専制は、主権者が公然と非難されてはならない場合に生ずれる。」

- (三) *Friedens- und Kriegs-Courier, gedruckt und verlegt von P. J. Felzcker, 1663-1865*. 第111巻ニハルマンズはヤンツ11巻(Nürnbergische Wöchentliche Frag- und Anzeige-Nachrichten, Nürnbergische Kaiserliche Reichs-Ober-Postams-Zeitung, 前者は身辺記事が主で、後者は反革命的なものである。Vgl. Anton Ernstberger, Nürnberg im Widerschein der Französischen Revolution, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*, Bd. 21, H. 3, 1958, S. 410, Anm. 2) 又『月刊誌が事表上三〇〇(Journal von und für Franken, Vaterländische Blätter, Journal von und für Deutschland, いずれも非政治的)』(Vgl. Ebd.) があった。それらは短期間でしかも隣町発行ではあるが、現地通信員発のニ

ヘーヌを中心に編集された週二回の『アンズバッハ報』が注目に値する。Ansbachische Blätter, 1792. Aug.-Nov., Ansbach.

市外からのパンフレット類の中で、一七九二年までに流布したことが確実な五種類のみを挙げておく。1. Die Franken an alle europäischen Völker, im Zweiten Jahr der Freiheit, Strassburg 1790. 2 Ch. Fr. Cotta. An die Männer in Teutschland, Strassburg, o. J. 3. A. J. Hofmann, Aristokratenkatholismus, Mainz 1792. 4. A. G. F. Rebmann (anonym), Merkwürdige Reise des Papstes in den Himmel, in die paradiesischen Gerichtshöfe und in die Hölle, Rom und Avignon 1792. 5. A. Riedel, Aufruf an alle Deutsche zu einem antiaristokratischen Gleichheitsbunde, Wien 1792. 6. 匿名、いづれも共和制的な市民主義的なものである。Vgl. H. G. Haasis, Spuren der Besiegten, 3 Bde., Hamburg 1984. Hier Bd. 2, S. 640, 643. A. Ernstberger, Nürnberg, S. 426.

(4) Gedruckt in Haasis, Spuren, Bd. 2, 600 f., auch Ernstberger, Nürnberg, S. 419. [...] は筆者の補足。ヘーヌの推定より、三九人はいささか誇大であるにせよ、なんらかの集団なりし組織 (読書会 Lesegesellschaft, 貸本屋 Leihbibliothek、クラブなど) を想定してよいだろう。Vgl. Haasis, ebd., エアハルトをメンバーとするクラブについては第三節参照。

(5) Vgl. Ernstberger, Nürnberg, S. 419. 『赤いおんどり』事件の直後には銅版画『最近の革命で民衆によって破壊されたペリのバステイーユの本当の写し』が八クロイツァーで売り出され好評を博している。因みに七年後ポールジョッキ一杯が三クロイツァーニクニヒ、『アンズバッハ報』ニクロイツァー、日雇い日当が四〇クロイツァーなので、九二年秋からの物価急騰を著感する。八クロイツァーは安くはない。Erhard, Agenter Bericht, Nr. 3 vom 12. 7. 1769, S. 108 f. Ansbachische Blätter, Nro. 1 vom 1. 8. 1792.

(6) Vgl. Joseph Hansen (hrsg. v.), Quellen zur Geschichte des Rheinlandes im Zeitalter der Französischen Revolution 1780-1801, Bd. 1, Bonn 1931, S. 942-945. H. Scheel, Süddeutsche Jakobiner, S. 232. 4冊目(1)と(2)を参考。F. Cotta, Frankreichs Land-Armee am Ende Junius 4/1792, in: Strasburgisches politisches Journal, eine Zeitschrift für Aufklärung und Freiheit, Bd. 2, 1792, S. 679-684.

(7) J. B. Erhards eigene Lebensbeschreibung, 1805, in: Varnhagen von Ense (hrsg. v.), Denkwürdigkeiten des Philo-

sophen und Arztes Johann Benjamin Erhard, Stuttgart und Tübingen, 1830, S. 1 ff.

フォン・エンゼはこの本をクーゲルに捧げ、序文で「カント哲学を学校から生活そのものの中へと移し入れている」と正確に述べている (Ebd. S. III)。クーゲルは「晩でほとんどを読み、独学ぶりに感嘆した (Brief von Hegel an von Ense vom 23. 5. 1830, in: Briefe von und an Hegel, Bd. 3, hrsg. v. Johannes Hoffmeister, Hamburg 1969, S. 302)」。なおクーゲル自身の「シヤロモン」時代については次の拙稿参照。「相互承認と物象化——初期ヘーゲルの社会理論」、『社会労働研究』第六卷、三・四号、一九八二年。

(8) 病氣については次を参照。Erhard, Lebensbeschreibung, S. 11 f. und Brief an Schiller vom 25. 7. 1795, in: Friedrich Schiller, Werke, Nationalausgabe, Bd. 35, Weimar 1964, S. 353 f. ヴュルツブルク枢密顧問官フォン・シーボルトとは一七八五年に知り合い、医学研究の援助を約束されていたが、母の死後一七八八年にやっと親友のオスターハウゼンと共に勉強するようになった。Vgl. Erhard, Lebensbeschreibung, S. 26-28. 恐らく七月末に合格した学位論文は『医学原論』(Idea organi medici publice defendit auctor J. B. Erhard. D. XVIII. Jul. 1792. Altorfii. o. J.) であるが、筆者未見。またエマハルトのとくに精神療法についての論文は次を参照。Haasis, Über das Recht, S. 234, 235 f.

(9) フォン・エンゼによれば、ニエルンブルクでの開業は、三年間研究後の博士ではなかったこともあって評判はよくなかったという。Vgl. Von Ense, a. a. O., S. 40. しかしながら次節以下で述べるように、彼はむしろ教師ないし文筆家としての活動を重視していた。

なおこの結婚は必ずしもエマハルトの本意ではなかったようである。学資援助の義理からという側面も否定できない。したがって家庭生活はともかく、義父との関係はうまくいかず、度々衝突する。その一例。Brief an Götzen vom 23. 8. 1792, in: Euphorion. Zeitschrift für Literaturgeschichte, Bd. 15, Jg. 1908, Leipzig und Wien 1908, S. 479. Vgl. Brief an Reinhold vom 30. 7. 1792, S. 344. Auch Brief an Washington vom Feb. 1794, S. 384.

(10) 「一七八六年春『純粹理性批判』によってヴォルフの体系を放棄した後』『プロレゴメナ』『人倫の形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』が私の心をすっかりとらえた。」「私を見る世界が私の知にとつての課題なのだ。私の内なる自由の感情がひとり私の価値の審判官なのだ。これこそあなた (カント) がなしたとげたことなのです。我が師よ、我が心の父よ。」

Erhard, Lebensbeschreibung, S. 19, 21.

- (11) 一七九〇年秋から冬にかけて三カ月間イェナで過ごし、ラインホルトと親しくなった。彼のサークルにはカントから出発して政治的に急進的な主張を引き出す人々がいた。その雰囲気的一端については次を参照。Ain Ruiz, Universität Jena Anno 1793/94, in: J. H. Schoeps/L. Geiss (Hrsg. v.), Revolution und Demokratie in Geschichte und Literatur, Duisburg 1979.

さらにヘアハルトにとって重要なのは、恐らくここで終生の友人、オーストリアのクライゲンフルトの商人フォン・ヘルムトを得たことである。というのは彼もまたカント派ジャコバンであり、後に見る『ウィーン・ジャコバン派の陰謀』との橋渡しをした可能性が高いからである。Vgl. Werner Sauer, Österreichische Philosophie zwischen Aufklärung und Restauration, diss. phil., Würzburg-Amsterdam 1982.

道徳論に基づく自然法、立法論のプランはすでに三年前に認められるが (Vgl. Brief an Karl Alexander von Grundherr vom 11. 8. 1789, S. 277-282)、具体化にはしばらくかかる。Vgl. Brief an Reinhold vom 3. 1. 1796, S. 413.

- (12) Brief an Reinhold vom 16. 1. 1792, S. 338 f.ヘアハルトの批判は(2)と(5)に係る。つまり民衆の行爲が私利私欲の実現ではなく(未成年)、普遍妥当の格率に基づく場合のみ、それは正当なのである。Vgl. Brief an Grundherr vom 24. 7. 1791, S. 309-312. この論点が本稿の心とこの課題である。

- (13) Brief an Reinhold vom 6. 10. 1793, S. 869. この判断が所謂ジャコバン独裁の時期になされる点に、ヘアハルトの思想の特徴を窺うことができよう。なお次節注(12)の性格規定をも参照。

一 民衆運動の諸相

「フランス内の無政府状態を終わらせ、王座と祭壇に対する攻撃を阻止し、合法的権力を再興し、奪われた安全と自由を再び国王に与え、合法的権力を行使できる地位に彼をつける、という重大な目的」⁽¹⁾を掲げたプロイセン・オーストリア・ヘッセン連合軍八万八〇〇〇と亡命貴族軍一万二〇〇〇によるティオンヴィーユ侵略開始が、一七九二年四月のジロンダン主導による宣戦布告への回答であった。国民議会は七月五日「祖国は危機にあり」の決定によって二〇万余の革命軍、九万余の国民衛兵を組織する。さらに八月一〇日事件による王権停止、国民公会の組織化はジロンダンとジャコバン両者主導の下に、共和制宣言、昂揚する民衆運動の「祖国防衛戦争」への水路づけの方向をとる。九月五日の最初の会戦ティオンヴィーユでは敗北したものの、二〇日のヴァルミの勝利を境に革命軍は攻勢に転ずる。キュステーンヌ將軍指揮下のライン軍は三〇日シュパイヤー近郊でマインツ・オーストリア連合軍に壊滅的打撃を与えてから、ランダウ、シュパイヤー、ヴォルムスを次々に占領し、一〇月二日にはマインツに入城する。キュステーンヌの布告と革命軍兵士の行為に対してドイツの民衆は必ずしも敵対的ではなかった。「我々は、民衆を何世紀にもわたって抑圧し呻吟させてきた、また専制がしつらえ正義を粉々にする不快な権利を二掃する。我々は喜んで住民に通告する、貧しい者も富める者と同じく、同一の権利、法の同一の保護、所有の同一の保証を享受する時が来たのだ、と。キュステーンヌ」⁽²⁾。「今日早朝フランス軍が入城した。敵はヴォルムス、シュパイヤーでと同様紀律と秩序を保っている。キュステーンヌ將軍は九〇〇万リーヴルと上等の天蓋を要求しよう。それにしても町はすっかり平静で、敵も味方も兄弟のようにふるまっている」⁽³⁾。

「帝都都市」ニユルンベルク住民はもちろん皇帝フランツⅡ世とレーゲンスブルクの決定に従わなければならないはずであった。加えて今度はプロイセンも、一七九〇年から常時開会パーマンントしていたクライス議会对して、エルザスの事態が帝国とドイツの安寧秩序を脅かしている今、八月六日の帝國議會決議に則り、シュヴァーベン・クライスに就いて「現在の必要に見合った防衛と軍の態勢をすみやかに準備する」よう圧力をかけてきている。⁽⁴⁾

だがニユルンベルク民衆の反応は趣を異にしていた。第一に、戦争はもうゴメンだ！という感情がひろがっていた。しかもそれは漠然とした厭戦気分のためなる延長ではなかった。そうでなければ一五〇〇人の徴兵割当に対して、二割にもみたくない市民しか志じないという事態は生じないであろう。⁽⁵⁾ エルターズドルフの助任司祭マイヤーは、この感情の背後に潜む意識を公然と述べる。(1)勤勉な商人、手工業者、農民が一度出征すれば、家庭は破壊され、仕事も停滞し、ひいては市民の富全体が減少する。おまけに戦地の市民は死傷を覚悟しなければならない。要するに戦争はいつでも市民生活そのものを破壊するのだ。(2)君主や支配者たちは祖国を守るために、と言う。だが恣意的な法の支配、貧しい者だけに強制される法への服従、苛酷な統制と租税によって累積する貧困、要するに奴隸制スラヴの鞭の下で苦しむ臣民にとって守るべき祖国などあるのか？(3)敵とされる新生フランスは、「民衆の」あばら屋には平和を！を合言葉に、専制を倒すために闘っているではないか。彼らは我々民衆をいたわり、君主と貴族に対してだけ剣を執っているのだ。しかも彼らは正義に基く自由と平等を現に実現している。「我々民衆は新生フランス人を待っているのだ。どんなにひどく言われようと、我々は彼らを恐れはしない。」⁽⁶⁾

だから不正義の戦争への反感は逆に、フランス軍への期待をイヤが上にもかきたてる。『飛脚』紙がオーバー・ライン、マインツそしてフランクフルト(十一月占領)の状況を刻々と知らせるなかで、二枚続きのポスターが出る。

『愛する市民キユステイヌ、我が父よ！』は、恐らく最下層に属する者の手になるのであろう、パトリツィアの蓄財と抑圧に、未亡人と孤児そしてすっかり零落したわけではないが貧しい市民を対置する。我々市民の汗によって肥え太ったお偉方といわれる支配者たちも俺たちと同じ市民じゃないか。ところが奴らはこう思い違いをしているのだ、俺たちが今現在ここにいるのはただ奴らの為にあつて、そのお情に雇従しはいつくばり、貴族の懐と家族の為に働き、また生活必需品の消費税と穀物附加税が当局によって引きあげられ、パトリツィアが地位と権力を濫用して俺たちの財産はメチャクチャにされたのに、二倍の所得税を払うためなのだ、と。とんでもない！「だが君が、父なるキユステイヌ、来て我らの奴隷の鎖を壊し、我らを助けるのだ。そうすれば君への我らの賞讃と感謝は今から永遠に響きわたることになろう。アーメン！」⁽⁷⁾市財政が慢性的赤字になるのを放置したまま、一方では課税強化によつて市民の生活を破壊しながら、他方では特権を利用して私服を肥やすパトリツィアと名士連に対する怨差の声は大多数の市民のものでもある。市参事会は九〇〇万グルデン以上の累積債務を収入減と「住民福祉、安寧のための支出増」と説明していたが、⁽⁸⁾殆どどの市民たちは参事会と官吏の無能力、公庫横領のせいと信じこんでいた。だから人々は盗つ人呼ばわりしながらあげつらうのだった。「孤児院費用流用、利子の浪費。水管流用で一六万六〇八二グルデン二二クロイツァー。市門はね橋の鉄、銅、鎖で一万一八八〇グルデン。大砲売却で五〇七万五三五〇グルデン四八クロイツァー」⁽⁹⁾そのリストは延々と続き、個々の官吏をも名指ししながら、これらの金をイギリスの銀行に預けては九〇〇万グルデンも利子を稼いだ、と論難する。ところがこの連中ときたら、尻ぬぐいを市民に転嫁するのである。最大の収入源である直接税、営業に対する所得税を％から二ないし二・五％に引きあげようとしているだけでなく、許し難いのはワイン、ビール、パン、肉等々といった生活必需品への消費税を拡大しようとしていること

だ。おまけに帝国租税や一〇分の一税に加えて臨時戦費も徴収されるとい⁽¹⁰⁾う。

僅か二〇〇キロメートルにまで迫ったフランス軍の助けによってパトリツィアの支配を覆えそうという声⁽¹¹⁾が、秋から冬、冬から春へと日増しに高まってくる。一月一日深夜ヤーコブ・ロートハウプ「ジャコバン派赤い縁無帽」なる大胆な署名入りの『起て、同胞よ。武器を取れ！諸君の自由を闘い取れ！』が一枚、一八日には同じ手になるほぼ同文の貼札が五枚、続いて初冬別人による風刺文『我が愛するニュルンベルクの兄弟たちに』、『自由の歌』、一月二日ラーデマツハー、フライシュマン署名の『ニュルンベルク市民への手紙』、明けて三月『ヘルスブルックの風刺文』、続いてピラ『新しい街灯照明について』、フォン・ビヤログロフスキ『根本的証明』⁽¹²⁾。ヤーコブはその名にふさわしく「平等こそ自然が与えた第一の掟だ」と宣言した後、貴族を追放して「役職を市民のものに！学者、商人、名望ある手工業者各々三分の一の新しい参事会をつくれ！そうすれば一切がうまくいく。」とはじめて具体的な代替案を呈示する。しかも彼は表現の方途について「集合して秘かに決めよう！秘密を知りたい者は皆驚いあい、すぐに別れよう！」と呼びかけ、政治的な秘密結社を基盤にしようとする。そしてキュステイヌがいる今ためらうことなく行動せよ、と結ぶ。『兄弟』も『ヘルスブルック』も市民の直接行動を呼びかける点では同じであるが、同時に人々は各々の違いも嗅ぎ分けていた。ヤーコブはジャコバン派を標榜しはするものの、参事会構成メンバーから市民の大多数は排除されているではないか。職人や日雇い、農民、未亡人はどうするのだ。彼の言う平等の掟に反するではないか。イヤ彼らも参事選挙権は平等にもっているからいいではないか。それとも何か、『ヘルスブルック』のように、市有の穀物貯蔵庫から貧しい連中に分配しなきゃだめだとも言うのか。貴族をぶつ殺せというのがジャコバン派なら、俺はゴメンだ⁽¹³⁾ね。

こうした巷の声が耳に入る前に一番恐れしたのは当のバトリツィア連である。⁽¹³⁾一八日参事会は法律顧問グインツァーの提案を受けいれ、「たんなる風刺文ではなく、犯罪への實際的要請だ」と判断する。これを受けて参事会⁽¹⁴⁾は秘密裡に決定する、ヤーコプが御用三文文士と攻撃したザットラーに筆跡鑑定させ、裁判所にも独自調査を開始させ、郵便局には疑わしい手紙の引渡しを要求し、即刻市民への命令を出す、と。二〇日の布告、「教週間来当地では、市民の一部が公の安寧と秩序を危機に陥れるという噂が広がっている。……参事会は詳細な追究が不可欠と考える。1、疑わしい人物、犯人およびこれらと連絡をとっていると思われる人物を見た者は秘かに当局に知らせること……。2、実行者を知っている者には三〇〇グルデンの報償金を出し、万一人が実行グループに属している場合にも免責とする……。3、宿屋、居酒屋はすべて、放恣な会話をかわしたり無礼な歌を唱ったりする客がいたら、遅滞なく当局に届けでること。」⁽¹⁵⁾効果は今度もなかった。それどころか民衆は行動しはじめていたのである。

一七九三年六月二十七日午後二、三〇人の仕立職人は職場を放棄し、「自由の歌や激励の歌を唱いながら示威行進」を始める。⁽¹⁶⁾ヴュルテンベルク出身のある職人の追放をツンプトの親方連中に頼んだが、一向に噂があかないので、参事会に掛けあうという。夜遅くまで街頭で騒いだ連中、翌朝早くから、同調した指物師職人と一諸に居酒屋でワイワイやっている。そこへ六〇人の軍隊が出て指導者四人を逮捕し連行する。怒った職人たちは翌二九日には直接市庁舎に押しかけ、やつと参事会代表との話し合いまでこぎつける。ところが職人集会所『赤い牡牛』での代表の提案は、職場に戻れ、例の一件は参事会員がさらに検討する、市長に服従の宣誓をせよ、というわけで、今日もまた協調した指物師、加えて錠前師の職人五〇人の加勢もあって、逮捕者の釈放、軍隊の撤退、職人の自由の制限廃止を頑強に主張する。しかし結局は、兵士の姿が消えるや、職人側が大巾に譲歩し職場に戻ることになる。もちろん「自由制限が

廃止されないかぎり、俺たちはもう一度起ちあがるぞ。今度はもっとひどくなるぞ。」という言葉を残して。彼らの要求は「異端分子」の排除という、一見独善的とも映るものであったが、そして手工業者の中では比較的恵まれた層によるものではあったが、その背景には参事会が牛耳るルーク局からの様々な規制と干渉、マイスターを独占する親方連合による束縛・規制、この両者に対する反撥があり、物価上昇に追いつかない賃金への不満、戦争による直接、間接の負担への苛立ちがあった。だからこそ彼らの行動は同じ職人仲間によって支援されたのであり、異論はあるものの、大方の市民も納得したのである。⁽¹⁷⁾

他のツunftの職人も負けてはいない。明くる年にかけて織物、金銀細工、鞍、皮靴の職人たちも待遇改善や減税を要求して集会を開いたり、市庁舎に押しかける。たまりかねた参事会は各ツunftに警告する。「暴力行為を中止し、大挙して市庁舎に来るのを止めること。公共の場に寄りつかず、警察の仕事に介入せず、不法な集会や申し合わせを止めること。当局や官吏を傷つけたり邪魔したりしないこと。」⁽¹⁸⁾そして並行して各士会と参事会は『基本契約』を結び、名士会員数(商人と手工業者)をふやして市民の不満を解消するとともに、とくに租税負担への不平に対処する会計検査機関として経済委員会を設ける。同時に名士会に課税同意権を認めるポーズをとる。⁽¹⁹⁾名士連中よく頑張った、参事会も思いきって譲歩してくれた、皆んな不満があるなら役所へ文書で要求しよう、なんととっても秩序と所有の安全が原則なんだから、という声もあがる。⁽²⁰⁾だが大方の職人、徒弟は当然のことながら引き下がらない。一七九四年末から翌二月にかけて今度は八つのツunft職人が連帯して一四回、延べにして八日間のストライキをうつ。今回も三〇〇人以上ものクライス軍によって鎮圧されはしたものの、彼らの不満と怒りはくすぶりつづけ、自律的行動への衝動は消え去ることはない。

しかしながら生活の破壊とパトリツィアの抑圧は、職人層にも増して、都市貧民と農民に耐えがたい感情を生みだしていた。そして次々に出されるポスターとパンフレットは、市門内に住む非市民の声を語るようになる。⁽²⁾なかでも全市民の注目を集めたのは、赤い縁無帽と一語に市場に出た『賛美歌』と市庁舎近くで見つかった『告知』である。なぜなら七月末の前者は、これまた恐らく手工業職人の手になると想像されるが、批判の矛先を、パトリツィア、聖職者、官僚、書記官に向けるだけでなく、大商人層も手工業親方の代表も「貴族の僕」として非難され(第六一八節)、しかも「市民層全体が名士会を選挙しないかぎり貴族の専制から、高価なパン、ビール、肉から解放されない」(第一四節)として、「我々の奪われた財産を貧民に分配しよう。フランス人やポーランド人のように我々自身で参事会を選ぼう。」と呼びかけ(第二六節)、都市貧窮者の立場から蜂起への訴えをしているからである(第二二節、後書)。後者は憤りの様相がはるかに深い。ここでも「貧しい市民」を代表して、パン、肉、ビール、靴、織物、穀物を扱う商人とそのツンプトが同時に槍玉に挙げられているからである(第一〇―一五節)。そして前者と同じく、即座の直接行動こそが破壊から逃れる途だ、と宣言する。「恐怖の日が近づいている。ニュルンベルクの城壁は戦慄している。」「同胞よ、聞け！群をなして集まれ、すぐに射撃が聞こえよう！すると諸君には分かるだろう、我々が闘い、死に、そして神の王国をうけつぐ準備をしていることが。」(第一節、第二一節)

そしてこの声は空文句ではなかった。すでに予兆はあった。七月末アルトドルフの地方長官が、共同牧草地濫用の口実で逮捕された市民を市庁舎に連行するや、三〇日七〇人のアルトドルフ住民は、不当な逮捕への抗議と釈放を求めて市庁舎に押しかけ、「拒否するならもつと沢山で来るぞ。」と脅し、午後には要求を実現する。九月初めラウフの所謂煤焼連中が共同林に食糧用のオークの実を拾いに行つて、越権行為だと市民に追い払われる。ソレッとばかりに

連中小銃と刀をもって引き返し、やりあいは市門内部までもつれこむ。最後には市民兵が出て鎮圧する。⁽²³⁾

明けて一七九五年四月一日深夜。若い職人、徒弟を中心に、女、子供も加わった総勢四、五〇人がパン屋の親方の邸に押しかけ、投石して窓を壊し、屋台を粉々にする。いくつかの所では家に入りこみ、家具を壊し、竈まで砕いてしまう。ある者は昂然と言い放つ、「こいつはほんの小手調べだぜ。」ついでにという訳でもあるまいが、ビール製造業者、肉屋、食糧品商も同じ目に合う。二日夜、さらに大勢でありとあらゆるパン屋が襲撃される。一晚中騒いだり脅したり、まるでお祭り騒ぎだ。きっかけは些細なことである、穀物、ラード、それに卵の値上りを口実に、復活祭用の卵ケーキをパン屋が焼いて売るのを渋つたのだ。日頃の恨みが爆発して、連中酒や食料品まで手押車に積みこんで、遠巻に見ていた多くの市民にまで売り歩く。止むなくビールは一リットルにつき二ペニヒだけ安くなる。卵ケーキもあわてて売り出される。しかし騒ぎは五日まで続き、市民軍の砲兵隊、騎兵隊、民兵の出勤でやっと納まる。⁽²⁴⁾その間参事会も手を拱いているわけでは無論ない。三日には「所有の危機」を訴え、「日増しに広がっているこんな乱暴狼藉を徹底的に防止する。」と宣言するとともに、「蜂起の首謀者」として四人を逮捕し、七人一組の市民団による、昼夜を分かたぬパトロールの処置をとる。⁽²⁵⁾

だがこれで一件落着きというわけにはいかなかった。まず市民同士の非難、応酬が始まる。反対派の言い分はこうだ。「君たちの要求は正当だと私も認める。だがこよう聞かざるをえない、一体君たちはその要求実現のために合法的手段をみんな使ったのか、と。……こんな自力救済を認めたら、所有、安寧、秩序を保証する市民社会の原理が根本から否定されるだけでなく、内乱が必然的になるではないか。……そうなれば金持連中は町を捨て、だからツンフトも崩壊し、結果として窮乏民が増えるだけではないか。」⁽²⁶⁾「イヤ違う。市民社会の原理というなら、市民全員に所有と権利

が保証されるべきだ。……人間はみんな自由に生きる権利をもつてはいないのか。努力しても報われないのは専制のせいだ。……誰もが人権実現のために自力救済、自己決定の権利を行使できるし、行使するのが人としての証、義務だとなぜ理解できないのか。⁽²⁷⁾「騒然としたなかでニュルンベルク革命を公然と主張するグループも出てくれば、秘かにクーデク計画を練って、居酒屋で「市民の公共精神はどこへ行った。今こそニュルンベルク国家を救う時だ。」とぶちあげ、市民の支持が得られないとなるや、ノイローゼになる男も出てくる。⁽²⁸⁾

そして一九日深夜から二〇日未明にかけてまた同じ事態が発生する。参事会は武力で対抗するしかない。だが物価高騰、軍費徴収、戦争、そして何よりこれらを出来させた大元たるパトリツィアの支配そのものが変わらないうのだから、このような「破廉恥な暴力行為」が続出するのは止むをえない。⁽²⁹⁾翌年三月あの煤焼連中、今度は陪審裁判所の書記を「ユスった」と言つては暴行する。四月に靴職人が親方の専横ぶりに抗議してストライキに入り、一日中街をねり歩く。六月四日、又々煤焼連。二〇〇人以上の団が市場搬入中の農民からバクーを奪い取り、半値で捌く。一日今度は薪を農民から強奪しては、三分の一度引きして売つてしまふ。

「ペーベルの反乱」が続くなか、一七九六年六一七月、ニュルンベルクは文字どおり存亡の危機に直面する。ジュルダンのライン軍はケルン、フランクフルト（七月一六日）を占領し、ヴェルツブルク（七月二四日占領）を経て、ニュルンベルクに向かつている。他方ハルデンベルクは七月二日最終的な勅令を發して、四日ニュルンベルク領ヴェールトとゴステンドルフを占領し、ラウフ、アルトドルフを含め市壁外一帯のプロイセン領を宣言する。⁽³⁰⁾

(一) Erklärung seiner Durchlaucht des regierenden Herzogs von Braunschweig-Lüneburg, als Oberbefehlshabers der vereinigten Armee am Rhein, an die französische Nation vom 25. 7. 1792, aus: Ansbachische Blätter, No. 4 vom 6.

In der Nürnbergschen Matrikular-Verminderungs-Sache von fränkischen Kreis angeordneten Deputation den 14. Mai 1792, die Reichsstadt Nürnbergsche Matrikular-Sache betreffend, in: Strasburgisches politisches Journal, a. a. O., S. 1180-1199. Hier S. 1188 ff. ロッタは参事会と市民の信頼関係を再興し、収支均衡政策を確立するためには革命が必要だ」と注釈してらる。Vgl. Ebd. S. 1196 ff. エアハルトによれば、手工業者〔職人?〕の日当は一グルデン、日雇いは四〇クローツマーであるから、週五日間で年三一なり四一週として、前者は一五五—二〇五グルデン、後者は一〇九—一三七クローツマーなる。(1 Gulden = 60 Kreuzer [= xr] = 240 Pfennige [= d], 1 Louis d'or = 11 Gulden) Vgl. Erhard, Agenter Bericht, Nr. 3, S. 181. Auch siehe, Haasis, Über das Recht, S. 252 f., Anm. 39. トーシムによれば、独身職人の最低生活費は平均八〇—一〇〇グルゼンであった。なお注(9)参照。

(9) Aufforderung an alle brave Bürger, o. J. 12. 1794. Auch gedruckt in: Scheel, Flugschriften, S. 61-62.

(10) Vgl. Erhard, Agenter Bericht, Nr. 3, S. 178 und (anonym), Adresse an Nürnbergs Bürger in der Stadt und auf dem Lande, zur Erweckung und Erhöhung ihres Patriotismus, o. O. Nürnberg 1795. (Erlangen, Universitätsbibliothek, Hist. AX. 296/B.31) なお利子税は四三・七五、農業所得税は二一・八七% (一七九六年)である。エアハルトの報告にしたがって物価表を作成すると次のようになる(一七九六年)。一七九二年九、一〇月頃から物価上昇がはじまる。Vgl. Ansbachische Blätter vom 19. 9., Nro. 18 und vom 6. 10., Nro. 25, 1792.

| 品名 | 1796・7 |
|----------------------------------|----------|
| 黒パン (1 pfund) | 4 xr |
| 白パン | 5 xr |
| フランケンワイン (1 L.) | 40 xr |
| 黒ビール | 3 xr 2 d |
| ピルスビール | 3 xr 2 d |
| ヴァイツェンビール | 4 xr |
| 脂肪 (1 P.) | 26 xr |
| バター | 24 xr |
| 米 | 15 xr |
| 牛肉 | 12 xr |
| 豚肉 | 13 xr |
| 山羊チーズ (1 P.) | 15 xr |
| オランダチーズ | 24 xr |
| スイスチーズ | 32 xr |
| 絹 (1.6×1.6×0.3 米) | 6 G. |
| * G=グルデン xr=クロイツァー d=プフェニヒ | |

(1) 1. Jakob Rothaub, Auf, ihr Mitbürger, greifet zu Waffen! Erringt eure Freiheit! in: Haasis, Spuren, S. 603 f. 2. 5 verschiedene Abschriften, ebd., S. 604-606. 3. (anonym), An meine lieben Brüder in Nürnberg, in: nur teilweise Ernstberger, a. a. O., S. 439 f. 4. (anonym), Ein Freiheitslied. Nunmehr hört man allerwegen/Nichts als Freiheitsschwärmerei, ebd., S. 440. 5. Goldschmid Kademacher/Rotschmid Fleischmann (pseudonym), Brief an Nürnbergers Bürger, Nürnberg, 1 u. 2. 12. 1792, ebd., S. 440-443. 6. (anonym), Herbrucker Pasquill, ebd., S. 445 f. 7. (anonym), Auf die neue Straßenbeleuchtung zu Nürnberg, 1793, ebd., S. 446 f. 8. Graf von Bialogowski (pseudonym), Gründlicher Beweis, Königsberg (Nürnberg), Michaelis 1795, 1793, ebd., S. 447.

さらに前節注(3)のリーデルのパンフレットもこれに加わる。彼はこれを一〇月ドイツに向けて発送した。蜂起軍の集合地がニュルンベルクであるから、エマハルトとの連絡を推定できよう。彼はフォン・ヘルムルトと共に一七九二年春ウィ

ーンを訪問しており (Vgl. Brief an Reinhold aus Klagenfurt vom 1. 3. 1792, S. 340 ff.)。この時紹介された可能性が高い。もっともリーデル自身は警察調査で「一七九四年四月？」「シュトゥットガルトのホテル『ローマ皇帝』で偶然知りあった。」と述べているが〔傍点筆者〕、陰謀事件そのものを否認する方針から出てくる虚偽の陳述である疑いがある (但しその他の点、思想や討論の内容などはメンナーの著作と比較するとき、きわめて真摯性が高い)。Vgl. Verhörprotokoll der Wiener Jakobiner, Riedel am 8. 10. 4. 11. 1794, in: Haasis, Über das Recht, S. 192-198, Alfred Körner, Die Wiener Jakobiner, in: derselbe (Hrsg. u. eingel. v.), Die Wiener Jakobiner, Stuttgart, 1972, リーデル事件については次を参照) Körner, Andreas Riedel, diss. phil., Köln 1969, Ernst Wangermann, From Joseph II to the Jacobin Trials, Oxford 1979, Fritz Valjavec, Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland, Kronberg/Ts. 1978, Denis Sliagi, Jakobiner in der Habsburgermonarchie, Wien/München 1962。

- (2) Herbrucker Pasquill, in: Ernstberger, a. a. o., S. 445, 中、東欧ジャコブン派研究に際して注意すべき点は、政治的には人民主権、経済的には私的所有権の確立とその比較的平等という二つの原理、民衆の自己解放としての革命戦略、これらを踏まえたうえで、政治的組織の有無を問わず、著述活動等を通じて「少くとも情動的に」先の原理と戦略を追求しているか否か、を検証することである。(なんらかの社会運動に関与する場合、事実としての民衆運動に対する態度は多種多様であるが、そこでも先の革命戦略を「少くとも情動的に」貫くか否か、が指導—同盟の観点から重要であろう)。Wenigstens in seiner Gesinnung とは「一九八五年二月シェール氏との討論で一致した点のひとつである。さもないとジャコブンの歴史的役割を過少評価することになるだけでなく、その思想に含まれるニュアンスの多様性も十分に汲み尽くさなくなるであろう。概念規定については次も参照。拙稿「ドイツ・ジャコブン派 J. B. Erhard の理論と実践——カント左派試論」ワイマル友の会『研究報告』第八集、一九八三年。Scheel, Deutsche Jakobiner, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Jg. 17, 1969, S. 1130-1140, Walter Grab, Die deutsche Jakobiner, in: derselbe (Hrsg. v.), Deutsche revolutionäre Demokratien, 6 Bde. (bisher 4 Bde.), 1973-1977, Stuttgart, S. VII-XXVII, Axel Kuhn, Jakobiner im Rheinland, Stuttgart, 1976, (ヤンンの運動史に関する先駆的研究) Helmut Reinacher (Hrsg. u. eingel. v.), Jakobiner in Mitteleuropa, Innsbruck 1977, (中、東欧のほぼ全域をカバーする論文集で、各地域の七〇年代の研究水準を示す) Inge Stephan, Literarischer Jako-

bisimus in Deutschland (1789-1806), Stuttgart 1976. (研究史。ほぼ全テーマの研究課題を呈示するが一般的すぎる) Heiner Wilharm, Politik und Geschichte. Jakobinismusforschung in Deutschland, 2 Bde., F. a. M., Bern/New York 1984. Jörn Garber (hrsg. v.), Revolutionäre Vernunft. Kronberg/Ts. 1974. (「ヤコビン」派だけでなく「自由主義」保守主義も含めて「抜粋収録」) Hedwig Voegt, Die deutsche jakobinische Literatur und Publizistik 1789-1800, Berlin 1955. (上記シェール、トレーガーと並んでドイツ民主共和国だけでなく、ヨーロッパ(含ソ連邦)の研究に先鞭をつけた。史料的には古い) ポーランド、イギリスについては次の二つが基本的に信頼できる。B. Leóndorski, Les Jacobins polonais, Warsaw 1965. Albert Goodwin, The Friends of Liberty. The English Democratic Movement in the Age of the French Revolution, London 1979.

(13) 以下の記述は全面的にエルンストベルガーに依る。Vgl. Ernsterberger, a. a. O., S. 436-438.

(14) 後述するように、一七九四年四～五月にかけての『基本契約』によって名士会 Genannten の構成員数が変わるが、主な行政組織を列挙すると次のようになる。小参事会 Kleiner Rat od. Senat (パトリツィアーア二四人、参事会盟友七人) と名士会が合して大参事会 Großer Rat を構成する。名士会は小参事会メンバーの選挙権をもった市民からなり、パトリツィアーア、商人、手工業者各七〇人、学者、官吏各二〇人、計二五〇人が定数である(『基本契約』以降)。四週交代の市長は老若二名が小参事会によって指名される。名士会はかつての課税同意権を失い、訴訟は小参事会が、雑件審理は市長が行う。したがって実質的権限はすべて小参事会に集中している。なお地方長官等行政職の殆んどすべてはパトリツィアーアが独占し

てゐる。Vgl. Erhard, Agenter Bericht, Nr. 3, S. 176-177.

(15) Abgedruckt in: Haasis, Spuren, Bd. 2, S. 606-608.

(16) Vgl. Ernsterberger, a. a. O., S. 447-452. Siehe auch, Friedens- und Kriegs-Courier vom 28. 30. 6. 1763.

(17) Vgl. Rebmann, Vollständige Geschichte meiner Verfolgungen und meiner Leiden, Amsterdam (Altona), 1796, S. 144.

(18) Mandat des Magistrats vom 1. 3. 1794, zitiert in: Scheel, Süddeutsche Jakobiner, S. 62.

(19) (anonym), Adresse, S. 3, 7, 8 f. しかしの『契約』はパトリツィアーアの支配体制に対する些かの歯止めにもならない。第

一に「経済改善・会計監査委員会 Oekonomie-Verbesserungs- und Rechnungs-Revisions-Collegium」は参事会と名士会から各々七人計一四人で構成されており(第二巻)、その権限の中には財務管理が含まれず、ただ報告聴取、調査に制限され(第七、一二、一四、一五条)、第二に名士会の決定は参事会の認可がなければ無効であり(第四四、四五条)、最後に名士会は間接選挙で選ばれており、かつ選挙人から女性、「居留民」、非自由農民、したがって大多数の民衆(第二節注(16))から推定すると、八〇%を占める)は排除されているからである。

(20) 但し「居酒屋政論家」を名乗る、このパンフレットの著者自身(恐らく手工業親方ないし職人と思われる)は「契約」賛成派である。Vgl. Ebd., S. 2, 15-16.

(21) 一七九四年中にニュルンベルクで発見されたポスター・パンフレットは次の通り。1. Aufruf an Bayreuthens Sklaven vom 29. 3. in: Haasis, Spuren, Bd. 2, S. 644-646. (シヤロバン・クラブを背景にもの、専制打倒を訴える。一三人の頭文字 著者不明) 2. Republikanisches Geber vom Anfang Juni. in: Scheel, Flugschriften, S. 80. (シヤロバンによれば五月。Vgl. Ebd., Anm. 1. 印刷職人クリスチャン・ホルツハウザーと友人ヨハン・ルーカス・トップが六月五日逮捕され獄中へ。二人の証言「製本屋ハインリヒ・グウハー夫人から各々六部貰い、二クロイツァーで販売した。」「グウハー自身は「見知らぬ学生から三部受け取り、残二〇部は友人に渡した。」と証言。二人は三週間後釈放されたが、警察・参事会が推定したニュルンベルク・シヤロバン・クラブは結局分からず仕舞に終わった。次節本文および注(22)をも参照。Vgl. Ernster, a. a. O., s. 455-456) 3. Ein Psalm, vorzusingen Adel, Schreibern, und Gennanten, nach der geistlichen Melodie: Ein Vogelänger bin ich ja etc., in: Scheel, a. a. O., S. 51-55 und nur teilweise Ernster, S. 457 f. 4. Erklärung des Auftrags vom 16. 8. Coburg. 5. Wiederholter Aufruf an die deutsche Nation vom 17. 8. Ansbach und Nürnberg. in: Haasis, Über das Recht, S. 101-107 und Scheel, Flugschriften, S. 81-85. (次節本文参照) 6. Bekanntmachung an alle Brüdern, Mitte Sept., in: Scheel, ebd., S. 56-60. 7. Aufforderung an alle brave Bürger, Dez. (前出注(20)参照)

(22) Zitiert aus: Scheel, Städtische Jakobiner, S. 62.

(23) Ebd., S. 63. Rubriker の鎮圧は「シヤロバンによる」とは異なり、市民兵 Bürgermiliz の出動による。Vgl. Friedens- und Kriegs-Courier vom 2. 10. 1794.

- (24) Brief von Erhard an Schiller vom 28. 4. 1795, in: Schiller, Werke, Bd. 35, S. 194-195. Courier vom 3. 4. und 6. 4. 1795. Zur Nürnbergschen Chronik, Mitte April, auch abgedruckt in: Scheel, Flugschriften, S. 62. Vgl. Scheel, Süddeutsche Jakobiner, S. 68 f., Ernberger, S. 462-464. (但し後者は日付など不正確である。)
- (25) Ernberger, S. 463. 上の非常措置は六月二十二日や」と解除になる。
- (26) (anonym), An meine lieben Bürger in Nürnberg, am ersten Ostertage, o. O. (Nürnberg) 1795, S. 5 f., 8 f., 10. (Erlangen, UB, Hist. A. 296, 300 a)
- (27) Erhard, Über das Recht, S. 97, 59 f., 36 f.
- (28) Brief an Schiller vom 28. 4. 1794.
- 後者はエアハルトの親友カール・アレクサンダー・フォン・グルントヘルで、市民軍中尉、参謀であった。エアハルトは後からこの件を直接彼から聞いて、「彼の試みの非道徳性を分からせる」と同時に、ノイローゼを治すために尽力する。なお次節本文でも言及する。
- (29) 以下の事件は次に依る。Vgl. Scheel, Süddeutsche Jakobiner, S. 69-70.
- (30) 次節本文参照。

二 革命的道德性の原理と体系

しかしながらエアハルトはあの「ペーベルの反乱」のなかに、現在の危機を克服し、パトリツィア寡頭制に代えて民衆の自治を実現する力を認めることはできなかった。もちろんそれは、「あの四月の蜂起で数名の嘘つきどもによって教唆された」のだ、という一時的な判断だけによるものではない。一七九二年春以来彼が展開してきた道徳的自然法の理論、それに基づく政治的・組織的実践、この両面に照らして、不可避免的に距離を持たざるをえなかったので

ある。

「あの偉大な〔フランス〕国民は人權の再興を旗印として掲げ行動しているのに、他の諸国民からは人間性に敵対する、人倫的秩序の破壊者、放恣な抑圧者とも言われている。……なぜなのか。人權の人間的本性⁽²⁾を説明する必要がある。言い換えると、専制の打破、人權の再興はなぜ正当なのか、この問いに答えることができなければ、すべては恣意の産物と化する他はない。たしかに我が師カントが、自由意思の自律性を人倫法則の存在根拠とすることによって、意思の格率と行為規範との関係にまつたく新しい光を投げかけたが、しかしこの原理は充分具体的に展開されず、道德的存在としての人間から出発して自然法の体系を演繹する試みは、残念ながらもまだ完成途上にあるのだ⁽³⁾。

さて人間の人間たる所以は、彼が自然の欲望や衝動にしたがって自己保持のために活動するからではなく（この幸福追求は他の動物と共通する）、①自己啓蒙による自己決定、他人の意思から独立した固有の洞察に基いて（良心の自由）、②選択した人倫法則（普遍的に妥当すべきと判断される諸要請）に従って行為することができ、かつ行為しなければならぬからである。カントの言葉を借りると、人間は人格として行為しなければならず、人格性とは自らの意思の格率を常に人倫法則のなかに求めることのできる能力に他ならない⁽⁴⁾。とくに自己決定 *Selbstbestimmung* なる形式的条件が道德的存在としての人間を特徴づけているのであって、逆にこの条件の放棄は個人の内なる人間性 *Menschheit* を否定することにならう。だから道德的たれ！ というのはたんなる要請であるだけでなく、義務なのである。「自由な道德的存在にとつての〔自由〕法則は当為の性格をもたねばならない。だがこの当為とは、〔法則の〕指図が私の道德的本性の掟として承認をえざるをえないほど私の本性に適合している、という固有の確信のなかにある。……だから〔各人の〕理性が唯一真の立法者なのだ。人倫法則さえ理性によって承認されるのである。」⁽⁵⁾「人

問は法・正当性に関する自己判断を決して放棄してはならぬ。さもなくば彼は自分の尊厳を放棄することになる。これが自分自身にたいする義務の源泉であつて、この義務は、君が行うすべてのなかで人格性を示せ、という普遍的法則の下にあるのだ。」⁽⁵⁾

この道徳性の原理自体は直接には内面的なものである。だから諸個人の行為（外面的現象）として実現されないならば、抽象的要請にとどまらざるをえないであろう。私はだから、「道徳性の外的表出に必要な一切のものに対する権利、したがって私を道徳的存在として示すのに必要なすべてに対する権利が人権なのだ。」と推論しなければならぬ。⁽⁶⁾道徳から法・権利への移行・推論は一見無謀と映じるかもしれない。というのも法と道徳の分離こそが恐るべき神政政治を不可能とするのだから。然り、が問題は、形式上分離されなければならないにもかかわらず、内容上法との「内的制限」として存在しなければならぬ道徳原理との関係なのだ。そして権利・法の分析からもこの推論は正当なのである。なぜなら、Rechtはたしかに両義的であつて許容と命令 Erlaubsein u. Gebot を含み、とくに前者の場合我々の恣意に任されてはいるが、その場合でも裁量と恣意の内容は決して人倫法則に矛盾してはならないからである。さもないと他人の恣意と衝突し、法の反対物つまりアナキーへと悪循環的に進行していくことになる（後者については言うまでもない）。⁽⁷⁾

この原理に立つとき、人權の体系はどのように演繹されるであろうか。

1、まず自己決定原理に直接基礎づけられる諸個人の「自立性の権利」。⁽⁸⁾(1)その核心は「人間の心の懋め、つまり宗教」にかかわる良心の自由にある。ユダヤ教徒であろうと、あるいは神を信じない人であろうと、それは個人の自由裁量に完全に委ねられているのであつて、この領域に他人が介入することは当人の人格を直接否定することになる

う。(2)この系として思想表現の自由。思想の自由とは「すべてのことに関して私の意見を自由に表現できること」に他ならないから、(a)出版の自由、(b)「自発的談話の自由」〔または集会・結社の自由〕、(c)通信の自由、という三条件を必然的に要求する。もしこれらの条件も欠くならば、それは奴隷の自由と等しい。(3)「自己啓蒙の自由」。良心の自由と思想の自由は啓蒙に必要な条件であり、啓蒙は人間の義務である。∴真の啓蒙と偽の啓蒙を区別する客観的基準は存在しない。なぜなら啓蒙とは自分自らの研究に基いて真理を認識しようとする努力なのだから。〔人間は他人によって啓蒙されるのではなく、自分の努力によって自己啓蒙する主体であり続けねばならず、また啓蒙の内容とは「理性の自由な使用」、ここではもつと具体的に人権思想の獲得でなければならぬ。〕

II、自己決定を可能とし、自立性の権利を行使する必要条件としての諸個人の「自由権」。(1)「身体の自由な使用」―「身体非拘束の自由」は四つの系を含む。(a)盲目的忍従を要求する奉仕からの自由。ここから奴隷制、農奴制は不当なものとなる。(b)恣意的に私の身体の自由を制限してはならない。特筆されるべきは兵役の強制と所謂政治犯の不当性であろう。前者からは兵役拒否の自由が、後者からは―(2)(b)と関連して自由な政治的活動が推論されるからである。(c)他人の快楽の道具とならない自由。この人権から見ても現在の農奴制は許容されない。またとくに女性がこの権利を侵害されていることに注意を向ける必要がある。つまり娼婦制と強姦は女性の人格と人権拒絶の象徴なのだ。(2)移動の自由。私が医者として開業するのは帝国都市ニュルンベルクであろうと、プロイセン侯国アンスパツハであろうと自由であつて、それは人権が国家に無条件に優先する、逆にいかなる国家もどんな理由があろうとこれらの人権を制限できないことの帰結にすぎないのである。(3)所有獲得の自由。これをファイヒテの言う排他的所有権と混同してはならない。なぜなら「私が欲求充足のために私の諸力を自由に使って素材に働きかけ、その生産物を消費するの

は領有權」あるいは「時々々の所有」であつて、これはたしかに人權に属するが（これなくば、Ⅱが不可能となるから）、所有權とは「個人そのものに属する人權ではなく……市民社会によつてはじめて可能となるのではないとして」、それによつてのみ現実化される、獲得された、したがつて譲渡できる權利⁽¹⁵⁾だからである。

Ⅲ、これらの人權は万人に平等に帰属する。さらにそれに基づいて、万人が平等に諸權利を獲得することができるよう保証する諸条件。(1)權利獲得に際して同等の機会が存在し（人為的差別の廃止）、(2)対等な契約締結權（契約内容が人權に反しない範囲にとどまるのは自明である）、(3)「生活享受の平等な要求」、が保証されねばならない。この「權利行使の可能性の平等……が平等權と言えないのは、人權以外の權利は〔各人の努力によつて〕獲得されねばならず、かつその程度は異なるからである。とくに(3)に關しては（Ⅱ(3)との關係で）所有權の平等ではなく、万人の平等な領有權を侵害しないかぎりでの比較的平等という要求が基本とならねばならないであらう。⁽¹⁶⁾

Ⅳ、これら人權を抑圧する根本原則の変更を目的とする革命權、一般的には人權を否定する政治体制、政治に対する抵抗權。一七九三年憲法をはじめこれまでの議論は、革命の性格規定、權利の根拠、主体、行使の戰略のいづれについても誤つた、あるいは不十分な検討しか加えていない。(1)革命を正確に理解するためには、対象となる国家体制の歴史的成立過程および理念としての国家つまり市民社会の概念を正しく把握することが必要である。国家とはひとつの政治權力の下へ人々が服従する状態であり、それに先行する歴史が「本源的自然状態」であるとすれば、後者にあつては「各人が自分自ら裁判官であり、誰も他人に自分の要請が妥当すると要求できず、第三者も正・不正の判定をさせない。だから意見が対立すれば、調整の手段は暴力⁽¹⁷⁾だけであつて、戦争状態となる。」勿論各人裁判官の原理は、もし各人がすでに道徳性の原理を認識し、普遍妥当・非利己的・相互拘束的な判断を下し、かつその判断を実行

に移すことができる（「法的自然状態」ならば、戦争状態を必然化せず、各人が人倫法則に従う「市民的―倫理的國家」状態が成立しうるであろう⁽¹⁸⁾。だが自己啓蒙が低い段階にあっては（これと逆の想定は、今なおヨーロッパ全体を覆う不正義の状態がなぜ存続しているのか説明できない）、人々は暴力、知恵、呪術その他のいずれの故であろうと、あるひとつの権力に従属する形で國家状態に移行したのである。時の経過のなかで人々は服従に慣れてしまい、「習慣によって自発的に服従する」ようになり、権力者は権力者で「人々から収奪した財を恩恵として与え、それを通じて地位・官職の階層秩序」を設け、支配を強固なものにするとともに、「大衆には一時のお祭、恒常的な娯樂の提供、賜物」等々の手段によって支配の事実を忘れさせ、「聖職者や学者を養い」支配の正当化を図る⁽¹⁹⁾。

こうして成立してきた現存の國家は支配者―臣民関係を原則としており、「市民の諸權利を相互に保証しあう市民社會」の対極をなす。なぜなら後者は従属関係ではなく、平等な市民による共同態の形成、「人民主權」原理に立脚しなければならぬからである。しかもその政治体制つまり権力構造からすると、現存のそれにおいては四權（立法、執行、司法、選挙の各権力）が分離されず、一者に集中されたり（専制 Despotismus）、暴力的に結合されたり（暴制 Tyranei と絶対的民主制 Absolute Demokratie）、あるいはまた君主に立法・執行兩權が独占されたり（絶対的君主制）⁽²⁰⁾している。さらに法を実効たらしめる「至高權としての執行權」も市民の委託を受けない恣意的權力となっている。

このような不正義の状態から市民状態への移行は、いわゆる契約によつては不可能である。というのは契約の内容（人權を含む諸權利の相互保証）が与えられるためには、その内容を前もつて契約主体が認識していなければならぬが、もし認識していながら不正義を甘受しているとすれば、それは「勇氣のなき、怯弱」の証にすぎず、したがつ

て新たな社会契約もできようはずがない。逆にまだ認識していないとすれば、目的なしの契約となり、これは自家撞着であろう。第二に契約内容を実際に保証する権力は旧来のそれではありえず、新たに創出されねばならないが、これは契約によっては不可能であり（契約とは言葉による約束にすぎない）、したがって契約以外の手段に依らなければならぬ。⁽²¹⁾

だからもし現存国家の根本原則が人権と矛盾し人間の諸権利を抑圧しているならば、この原則を変更し眞の市民社会を実現する行為が不可避とならう。そして現存諸国家は多かれ少かれこの欠陥をもっている。このような「根本原則の変更が一般に革命と言われるのである。……原則が人類の諸権利と国民の利益に矛盾すると信ずるが故に、これを変更しようとするのだ。革命の正当性が探究されるべきだとすれば、この種の革命についてのみ語りうる。」あるいは原則、政治体制、政府いずれに原因があらうと人権抑圧の不正義に対して蜂起することを、一般に「反乱」と呼んでもよいだらう（しかし原則が市民社会の原理に適っていて、体制や政府がそれに反する場合には、革命ではなくただ「改良」⁽²²⁾についてのみ語ることができよう）。

(2) 革命の正当性はしたがって、実定法の中に求めることはできず（なぜなら現行実定法の否定が革命なのであって、その実定法が革命権を承認することは自己矛盾なのであり、しかもこの権利を裁く機関は論理的に——実定法に超越する権利が争点なのだから——存在できない）、道徳的存在の条件としての人権（犯罪による場合を除いていかなる法も制限できない人権！）に基く他はない。革命権行使「決定の手助けとなるのは私の良心だけであり、その際大切なのは私が次の疑問にどう答えるかである。利己的目的を求めてはいないか。ただ「人権擁護という」真理だけを必要とするか。……復讐心はないか。私の良心がこれらすべてに善の証を与えるならば、私は正しく行動しているの

だ。「不正義の除去、正義の実現、この目的の場合にのみ、革命は道徳的に正当である。」なぜなら人権の保証によつてのみ、私の道徳性が証明されるのだから。したがって人間の「義務に基く行為としてのみ革命は可能となるのである。」⁽²⁶⁾

さらに人権という大目的ばかりでなく、権力の淵源と構成についても明確な認識が必要であろう。共和制、民主制、市民社会いずれの名称が与えられようと、とくに選挙権つまり「諸権利保証を目的として共同で活動するために、市民の利害を相互に結合する組織的権力」は、原則として男女全市民が参加しなければ成立しないし、またそれによつて組織される他の三権は、市民の「代理人」としての資格においてのみ行動できるのであつて、選挙によつて各人の権利が譲渡されるわけではない。⁽²⁷⁾

(3) 革命の主体はしたがって集合体としての民衆ではなく、ひとりひとりの民衆である。民衆とは実態としてはたしかに「命令者、聖職者、勇者」以外の人々であるが、同時にこれら「上流階級によつて道徳的未成年者として扱われ、かつそれを甘受する人々」である。だからこの民衆をそのまま革命の主体と規定するのは自己矛盾であり、誤りであろう。⁽²⁸⁾ 私の良心に照らして人権の体系が納得できはじめ、私の行為は正当となるのであつた。自己啓蒙による道徳的成年への成長が必須の前提条件である。だから民衆の革命権について語る事ができるとすれば、ただ次の場合だけである。「ただ民衆によつて遂行されるだけの革命は無知や錯誤、私欲によつて導かれることもありうる。だが民衆が暴力的に成年状態の権利を貫徹し、自分たちと上流階級間の根本的体制を廃棄しようと試みる民衆の革命は、これと区別されるのである。」⁽²⁹⁾

(4) したがって革命の戦略は、民衆各々の自己啓蒙に基く「計画的革命の政治的可能性」の問題として提起される。⁽²⁷⁾ 自

己啓蒙の権利、思想表現の自由は制限されるべきではなかった。時の政府はたしかに計画の中味を知ることができるが、禁止できるのは（実定法に照らした）実行手段の適・不適だけである（そして実行の手段も、革命が首尾に終わって鎮圧されたり、二重権力の内乱状態になったりせず、一度成功すれば、一切の既成秩序は正当性を失うから、新たな正当性が問題となることになる）。だから革命を計画的に準備することができるのである。しかもその準備は行動のための用意であるから、政治結社として組織されなければならない。とりわけ「ドイツには平均して他のどの国よりも多くの啓蒙された人間がいる……にもかかわらずドイツ人の性格は平均して無氣力で頑迷であつて、善を洞察できはするが、それを実践しはしない」からである。⁽²⁸⁾

さておよそこのような道徳原理―人権―自然法（市民社会の組織原理）の演繹体系によつて最近のニュルンベルク民衆運動を見ると、完全に欠落した視点がある。第一に啓蒙された人権の意識。民衆の運動が「抑圧と貧困、不法に対する反乱 Insurrektion」であることは私も認める。そして私の言う革命が一般に反乱を通じて生ずることも認めよう。「だが反乱の場合でも、それが被抑圧の苦悩の感情から生じ、犠牲が革命によつて救われるべきなのか、それとも権利そのものに対する関心から生じ、人権そのものを貫徹しようとするのか、では大きな違いがある。後者の反乱こそ神聖であり、人類の勝利なのだ。」⁽²⁹⁾

第二にそれは、自己啓蒙に基づく行動の団体、政治結社の組織化を先行させてはいない。一七九二年以来私は宣伝・啓蒙の組織、ジャコバン・クラブ、そして大商人を含むサークルの結成に一貫して努力してきた。⁽³⁰⁾夏以来計画していた雑誌『文芸書簡』の企ては、同年『ニュルンベルク芸術家・芸術愛好家協会』の結成（著名な美術商フラウエンホルツおよびレスラーと共同）を経て、一七九五年から三年三冊発行された『芸術誌』として具体化した。⁽³¹⁾ジャコバ

ン・クラブは勿論秘密裡に組織されねばならなかった。自分もその一員かつ中心であったが、フランス共和国密使で当地で半年近く活動したブロープスト、ライベルの役割も大きかった。ごく少数教ではあったが会合をもち、一七九四年夏には市民、農民、手工業者に宛てた『大衆的蜂起の訴え』⁽³³⁾も作成し配布した。さらに商人層を主体としたサークルも九六年六月下旬までには体をなし、かなり富裕な人物まで含んでいた。⁽³⁴⁾エアハルトはこの商人サークルの組織化を重視していた。その理由は、そしてこれが第三の批判点をともなっていたのだが、①パトリツィアに対する全市民（大商人も民衆も包含する！）の共同戦線が基本戦略とならねばならないこと、さもなければ敗北は必至であろうという認識、②ニュルンベルク単独の革命は不可能であり、少くともフランケン・クライスとその周辺（バイエルン、シュヴァーベン、オーバー・プファルツの一部）にまたがる謂わば南ドイツ革命でなければならぬという把握、に基づいていた。⁽³⁵⁾

だがプロイセン、フランス両軍に挟撃され、かつニュルンベルク民衆運動に批判的にならざるをえないエアハルトに、一体どのような活路があるのか？

- (1) Brief an Schiller vom 28. 4. 1795, S. 194.
- (2) Erhard (anonym), Versuch zur Aufklärung über Menschenrechte, in: Philosophisches Journal für Moralität, Religion und Menschenwohl, Bd. 2, H. 1, Gießen 1793, S. 2f.
- (3) Brief an Grundherr vom 11. 8. 1789, in: von Ense, Denkwürdigkeiten, S. 277-282, hier S. 278f., 281f. へラントン批判の形を借りて、カントの不徹底さが指摘されている。またカント左派の規定については、きわめて不十分だが、前掲拙稿『試論』、六五—六七頁、注(2)を参照。
- (4) Erhard, Über das Recht, S. 17f., 27. Ferner derselbe, Versuch, S. 14f. Brief an Niehammer vom 4. 5. 1794, S. 393-394.

なお『民衆の革命権について』は一七九四年五月一〇日—九月一二日執筆され、翌年二月ライプツィヒとイエナで出版されたが、五月発禁処分を受ける。Vgl. Brief an Niehammer vom 12. 5. 1795, S. 406f. Brief an Göschen vom 6. 7. 1795, S. 690. Zum Verbot in Kursachsen, Haasis, Über das Recht, S. 198–201.

(5) Erhard, Über das Recht, S. 15f., 27, 強調筆者。

(9) Ebd. なお人権は「自然状態の権利」とも表現されるが、誤解を招くので採用しない。Vgl. Erhard (anonym), Beitrag zur Berichtigung der Urtheile des Publikums über die französische Revolution von J. G. Fichte, in: Philosophisches Journal einer Gesellschaft Teutscher Gelehrten, Bd. 2, H. 1, Neu/Streitz 1795, S. 79, auch gedruckt in: Haasis, a. a. O., S. 135–164, hier S. 160.

(7) Erhard, Versuch, S. 8–11, Über das Recht, S. 13. Ferner ders. (anonym), Apologie des Teufels, in: Philosophisches Journal, Bd. 1, H. 2, 1795, S. 119f.

(8) Erhard, Über das Recht, S. 27, 20, Versuch, S. 18.

(6) Erhard, Versuch, S. 20, 22–23, Über das Recht, S. 21–24. (9)については次に注意。これが「犯罪とされるところでは、パリの革命のように、武器を手にして自分の思想を表現するより他の手立はない。……ロシア諸民族の大部分、ポーランドとハンガリーの民衆のような思惟する民族の場合、思想の自由抑圧の結果は、熟考するクラブから行動する陰謀への転化しかない。」Vgl. Versuch, S. 21, また(6)については、「根拠ある嫌疑があれば国家は開封できる」という例外規定が、(9)についても事前検閲は論外だが、出版後検閲を認める条りがあるが、エアハルト特有のイロニー（開封しない前になぜ有害とわかるのか？ 検閲があればこそ『革命権』のような、普通なら世間の目を惹かない本も人々の口にのぼるようになるのではなからぬ）を参照。Vgl. Über das Recht, S. 23, Versuch, S. 22.

(10) Über das Recht, S. 25, Vgl. Versuch, S. 24–27.

(11) Versuch, S. 31f.

(12) Ebd. S. 33f. Vgl. Über das Recht, S. 36.

(13) Ebd. S. 34–35, 女性の人権についてのエアハルトの確信はきわめて深く、この点でハーシスの判断には疑問がある。Haas-

- sis, Nachwort zum Revolutionsbuch, S.220. 本節注 (24) をも参照。
- (14) Über das Recht, S. 31. なお国家の厳密な規定については本文で言及する。
- (15) Erhard, Rezension des Beitrags von Fichte, S. 67-72. Über das Recht, S. 67-70. 但し Versuch, S. 36-37. の所有権論はまだこれほど明晰ではない。なおフイヒテの所有権論については次の拙稿参照。「フイヒテにおける市民社会と国家」、『社会労働研究』第二五卷、一・二号、第二七卷、三・四号。
- (16) Über das Recht, S. 31, 33, 35, 37f., 66.
- (17) Erhard, Prüfung der Alleinherrschaft, in: Der neue Teutsche Merkur, Stück 12, Dez. 1793, S. 335-336.
- (18) Ebd., S. 353, 347-349.
- (19) Erhard, Über die Alleinherrschaft (Übersetzung von einer Rede des Esienne de la Boëtie über die freiwillige Knechtschaft), in: Der neue Teutsche Merkur, Bd. 1, St. 3 u. 4, 1793. Hier, St. 3, S. 294, St. 4, S. 374f., 364ff., 368f.
- (20) Erhard, Prüfung, S. 354, 356f., 362-367. なお選挙権については後述本文参照。
- (21) 服従契約を含む所謂契約理論に対する批判はさらに次をも参照。Erhard, Rezension, S. 53-55. Ders. Prüfung, S. 341-345.
- (22) Über das Recht, S. 43, 44f., 50.
- (23) Ebd., S. 60, 49, 46. 強詞強辯者。
- (24) Erhard, Prüfung, S. 356, 382. Über das Recht, S. 38. 因みに人權を認識できる道德的成年の最低年齢は一六歳で、政治的諸権利を行使できる市民的成年は男二三歳、女二一歳とされる。Vgl. Ebd., S. 82f., 38.
- (25) Ebd., S. 79-80. ジャコバン派は民衆を神聖視し、その絶対的権力を賛美するかぎり、エアハルトの道德原理と調和しないと批判される。Vgl. Ebd., S. 89. 言うまでもなくこの批判(恐らく当局の追及を逃れる方策であろう)は、ジャコバン派エアハルトという規定と少しも矛盾しない。因みに民衆を軽蔑する貴族制論者、民衆の権利を一応は認めつつ富者の營業活動の自由を尊重する穏健派、上流階級への復讐に民衆を駆りたてる民主主義者も批判されるが、その基準も同じ「道德原理の欠落」である。Vgl. Ebd., S. 88, 90.

- (26) Ebd. S. 91.
- (27) Ebd. S. 59-65. 強調筆者。
- (28) Erhard, *Agenter Bericht*, Nr. 1, S. 167-168.
- (29) Über das Recht, S. 57f., 54. 及び前節注 (28) 参照。
- (30) 但し一七九三年二月—翌年三月の三、四カ月を除いて。この時期彼は家庭生活の疲れ、自分を評価しない祖国への苛立ちと絶望(とくにイエナ、エアランゲン大学の教授職につけないこと)が重なり、アメリカ移住を希望するようになる。直接の切掛は自称アメリカ陸軍大佐ウィリアム・バースの軍医勧誘であるが、結局三月敗されたことが分かった。Vgl. Entwurf eines Briefs an Washington vom Feb. 1794, S. 378-384. Brief an Kant vom 15. 9. 1795, in: *Kants gesammelte Schriften*, Bd. XII, Berlin und Leipzig, 1922, S. 51-52.
- (31) Vgl. Brief an Reinhold vom 30. 7. 1792, S. 344. Ernst Müller, *Briefe des Philosophen und Arztes J. B. Erhard an Götschen und J. Neumann*, S. 692, Anm. 3. *Journal der bildenden Künste*, Bd. 1, H. 1 (1795), H. 2 (1796), H. 3 (1797), Nürnberg und Leipzig. 本誌は筆者入手できず。
- (32) クラブの存在を確証する史料(とくに規約、メンバー・リスト、議事録類)は発見されていない。しかし①一七九四年春リーデルに対して「私〔エアハルト〕は純粋なジャコバン主義の信奉者で……ジャコバン志向の全サークルを糾合するために、ウィーンを含む全ドイツを旅行している。」と語っているが、全くの虚言とは考えられないし、②後述するジャン・トビアス・キースリングは「燃えたぎる革命家」で、これまた後述するパンフレットをエアハルトと共同作成しており、メンバーと推定される。Vgl. *Verhörprotokoll der Wiener Jakobiner*, Riedel am 8. 10. 1794, S. 192f. Scheel, *Süddeutsche Jakobiner*, S. 161, Anm. 50. 二人の密使の活動と略歴については次を参照。Scheel, a. O., S. 161ff., Hasis, *Über das Recht*, S. 251f., Anm. 24, S. 250, Anm. 9.
- (33) 前節注 (21) 5 参照。
- (34) 中心人物はエアハルト、プローブストの他に、金融業者のキースリング兄弟(ユストウス、クリスチャンと前述ジャン)であり、他にヨハン・モリアハルト、カール・ゴットフリート・キースリング、ヨハン・ヤーコブ・ライヒェル、ヤーコ

プ・ヘルツォーゲンラートが判明してゐる。Vgl. Schedl, a. a. O., S. 161.

(35) 君主連合に対する「全ドイツ国民、全市民、ドイツの全民族」の「大衆的蜂起」南独解放については各々次を参照。

Wiederholter Aufruf, in: Über das Recht, S. 102-104, 107. Agener Bericht, Nr. 4, S. 186f.

三 一七九六年の方向転換

七月七日市参事会はレーゲンスブルクに援助を求めるが無視されてしまった。市民の間には反プロイセンの空気が静かに、だが深く浸透して⁽¹⁾いた。歴史的に見て一四世紀以来ニュルンベルク帝国領地区に対するブランデンブルク領の主権が法的に存在せず、かつ実際に行使されていなかったことは少し調べればすぐ分かることだ。ドイツ帝国諸侯よ、こんな無法が許されてよいはずがない。⁽²⁾エアハルトは今がニュルンベルク寡頭支配体制打破の絶好機と判断した。反プロイセン感情が拡がっており、人々は明確な行動方針を待っている、参事会は優柔不断で右往左往している、商人サークルの活動も軌道にのつた、さらに決定的な事実として仏軍が市門に近づいている。早速請願書の形を借りてアピールの草稿を準備し、商人サークルメンバーを中心に回覧する。商人、親方など五七人が署名する。二一日全市民に向けてパンフレットとして出版された。

参事会の一部の連中は、フランスとの戦争の最中にも私腹を肥やし、自分たちの勢力を伸ばすことだけを希んできた。その結果市民生活は窮乏化し、市財政も悪化している。それどころか一七九二年二月以来の事態に対して何の手も取らず、拱手傍観しているだけだ。こんな「参事会の沈黙は、かつての我々の〔市民共同体としての〕宣誓から我々が解放された〔ことを意味する〕』ということだ。……我々は血腥い蜂起ではなく、実際的な抵抗をしようではない

か。」抑も自然権の教えからすれば、市民全体が国家意思を構成し、こんな重大事について審議、決定し、統治者を任命するというのが当り前なのだ。だから我々は、「即刻全市民を召集し、代表を選び、ハルデンベルクと交渉に入る」ことを提案する。具体的には行政区八区で名実ともに全市民参加の選挙集会を開き、各六人計四八人の代表を直接秘密投票によって選ぶ。この代表からなる議会が「国家全体の意思を唯一統合する無制限の全権をもつ。一無論これまで

の参事会、名士会のように主権者としてではなく、市民全体の代理人としてだ。そして緊急措置としてさらに、徴兵からの自由、宿営義務からの解放、ビール・パン・肉の消費税撤廃、減税実施、債務支払協定実現、をとることが必要だろう。」⁽³⁾

参事会の驚愕と恐怖は外からは窺い知れないほどのものであつたに違いない。キースリング兄弟や木棉商人ゲオルク・パウル・フォルスター、その友人ゲオルク・クリストフ・ケーラーなど町の名望家で「影響力のある人物」⁽⁴⁾が揃いも揃って、これほど急進的な要求を提起したのだから。事実上旧来の参事会・名士会体制を廃止して、市民による代表議会制度を導入することは、これまでのピラヤポスター、「ヤーコプ・ロートハープ」や「賛美歌」⁽⁵⁾ですでに市民には周知のもので、だから彼らの支持を得る恐れが多分にあつた。したがって参事会は「八〇人の民衆を動員して、これら商人層と民衆の離反を画せようとする。」⁽⁶⁾さらにこの恐怖は、親オーストリアのパトリツィアを除く「フランケン・クライス、とりわけニュルンベルクの『フランス』共和国に対する好意」⁽⁶⁾によって、さらに八月四日バンベルクを占領するに至つたフランス軍の接近によって決定的に増幅されていた。

だがニュルンベルクを民衆と市民による自治都市にしようとする試みは、結局失敗せざるをえなかつた。

第一にこのプランをジュールダンは拒否した。一七九二年冬の国民議会の決定、フランス国民は「自らの自由を闘い

取ろうとするあらゆる民族を支援する」⁽⁷⁾、は九四—九五年テルミドールから総裁政府にかけて根本的に転換していった。民衆運動と連携した封建的政治・社会体制の解体は、「自然国境の遵守」つまりライン左岸併合（一七九七年）と「ライン同盟」樹立つまり領邦体制存続・親フランス諸侯連合結成へと転回・発展しはじめていた。オーバー・ライン軍のモローもリストやリンク、イエーガー・シュミット等によるバーデン革命⁽⁸⁾に対して「仏軍の背後ではいかなる革命とて容赦しない。」と脅迫する一方、ライン右岸聖職者領の没収による賠償を餌に、ヴェルテンベルク、バーデン、シュヴァーベン・クライスの諸侯と七—八月次々に休戦協定を結ぶ。フランケン・クライス議会の代表団、その有力な指導者フォン・ツヴァンツィガー⁽⁹⁾（カステル伯領）、フォン・オーバーカンブ（バンベルク）、フォン・ハルスドルフ（ニュルンベルク）は八月七日、ヴェルツブルクのジュールダンと休戦協定を結んだ。双方の関心事は、「最も恐るべきはすでに増大しつつある無政府状態である」という認識から、「身分を問わず……フランケン・クライス全住民の安寧を保証する」という現状維持であった⁽¹⁰⁾。勿論、パトリツィア支配体制にも聊かの変化も予定されてはいない。

九日フランス軍先遣隊が市門をくぐる。迎える市民の表情は複雑だった。市長はじめパトリツィア、名士会メンバーは「安堵と恭順のいりまじった態度で」、しかし市民と民衆の動きには大きな不安を残しながら、ジュールダンと会見する。「ヴィヴァ、サンキュロット！」を叫ぶ者もいれば、協定の中味をもう予感しているのか、「ジュールダンはキュステイヌではない。」と呟く者もいる。全体として「群衆は期待と不安が相半ばする状況だった。」⁽¹¹⁾

期待は裏切られ、不安は的中する。市の負担一五〇〇万グルデンは、累積赤字、プロイセン侵攻による損失（領土の約四〇%、二五〇〇〇人の住民、商取引、とくにダンツィヒとフランクフルト・アン・デア・オーデルとのそのの

阻害、これらによる年間欠損金二万グルデン⁽¹²⁾をはるかに上回る負担であつた。さらに現実のフランス軍兵士、彼らの行動は、自由、平等、友愛の体现者を期待していた市民を落胆させることが多かつた。「箱の中を覗いてごらん！こちらへお出！自由の説教師たちを見てごらん！聖なる参事会にいつでも出入りするよ。人権の友を見てごらん！人殺しと略奪もそのためだよ。」⁽¹³⁾一人殺しは誇張としても、ビールやブランデーの飲み逃げ、パンや肉の強奪、市庁舎内での乱暴や盗みはたしかに目撃されたし、酔っぱらつて絡んだりする者も頻^{ビシヤツ}々を買つていた。勿論プロイセンやオーストリア軍兵士と比較すれば、彼らの方が「全体として紀律と秩序」を保つていた。⁽¹⁴⁾

このような体験のなかでニュルンベルクの市民たちは第二に、パリ、ベルリン、ウィーンの超大国の間で揺れ動く小舟の悲哀を实感せずにはいられなかつた。「要するにニュルンベルク人は、もはや救いがなく、運命に身を委ねることを見透し」、諦念に囚われてしまふ。「民衆は参事会を少しも尊敬していない」にもかかわらず、エアハルトの期待する共同戦線への呼びかけも、代表議會制の要求も、そして具体的な行動も、この諦念の前に膝を屈してしまつたのだ。⁽¹⁵⁾

そしてこの感情は八月末以降一段と深く根をおろす。というのも二二日から二四日にかけてのアンベルク近郊の戦闘で、ジュルダンはカール大公軍に大敗北を喫し、ニュルンベルクを撤退し、今度はプロイセン軍が入城することになつたからである（九月二日）。そして仏軍撤退と同時に、パトリツィーアとクライス議會代表は一転して、ハルデンベルクの脅しに屈する。八月二七日、プロイセンとの和解を求める参事会の提案は圧倒的多数で承認され（賛成三二八一票、反対三七三票）、暫定保護協定が準備されたのである。⁽¹⁶⁾

とはいえニュルンベルク民衆の心の中からフランス革命の原理への共感、反戦の意思が一扫されたわけではなかつ

た。それどころかアンスバッハのハルデンベルクはこう報告しなければならなかった。「当面私の観察は主要都市アンスバッハ、パイロイト、エアランゲンに限定せざるをえません。もつと大きな都市や比較的進歩的な諸身分の間では絶えず革命への種が蒔かれており、根を張っているからです。私に残されているのは、とくにニュルンベルクで支配的な腐敗堕落した民衆の精神、フランスの革命体制に帰依した多くのニュルンベルク人の運動と陰謀、これらを正確に見極め、コントロールすることです。もしフランケンで何んらかの革命のプランがあるとすれば……たしかにニュルンベルクが中心です。そこで主な革命が始まり、そこから実行の準備が進められるでしょう。……考えうるかぎりのあらゆる努力を払って、この帝国都市がプロイセンの手に入ることを阻止しなければなりません。そうすればフランケンと全ドイツにわたる革命の計画を闇に葬り去ることになるのですから。」戦場のフランケン・クライス軍にいた二四人のニュルンベルク部隊からは四人が脱走し、エアランゲンの学生たちは自由の祭と称して、自由の女神まで登場させ、ついに⁽¹⁷⁾は鷲〔帝国紋章！〕を足蹴にする。

胸の奥深くともる灯と諦めの境地、暗い顔はエアハルトその人でもあった。人権と啓蒙についての信念と理論を消し去ることは、三〇年になろうとする自分の生涯を否定することに他ならない。他方ベルリンへの屈服と従属という現実はあまりに重い。フランス軍もおらず、何よりニュルンベルク民衆が沈黙してしまったからだ。

遅くとも一七九六年九月一〇日は決心する、共和制実現のためにはプロイセンと積極的に合併する以外に途はない、と。理由は二つ。(1)「パトリツィア寡頭制の悪弊を〔代表議会制といった〕改革によって是正するのはもはや不可能なのだ。」革命はそれに劣らず難事であろう。しかし「ニュルンベルクがこの上なく抑圧的な貴族制の下で呻吟し、真理と正義を愛する誰もが、この市の体制を嫌っている」かぎり、パトリツィアと聖職者の専制を廢する課

題は依然必須のものであり続け、自分もこれを放棄するわけにはいかぬ。(2)だがそのために今必要なのは、ウィーンの宮廷ではなく、「ドイツで唯一思惟の自由を助ける権力」、ヨーロッパで「フランス共和国を最初に承認した国家」「ロシアの野蛮に対する要塞」すなわちプロイセンの力だ。なぜなら「私の思うに、共和制に到達するには貴族制からよりも君主制からの方が容易だからです。一つまり君主制の場合執行権（・立法権）がひとり君主に集中しており、これを否定しさえすればよいのたいして、貴族制では「団体精神」が全政治・社会機構に浸透しているからである⁽¹⁸⁾。そうなれば①フランケン、シュヴァーベンの両クライスを統合して単一不可分のクライスとした上で、②大小事会を解体して自治団体を組織し、③共和制への基礎を築くことができよう⁽¹⁹⁾。

- (1) Erhard, Agenter Bericht, Nr. 3 vom 5. 7. 1796, S. 173. 「普通の人にはプロイセンと和解しているようにも見えますが、熟考する人々は強固の態度にこころ啓蒙なれつゝます。」
- (2) (anonym), Geschichtsmäßige und rechtliche Beleuchtung der bey Gelegenheit der Königl. Preussischen Brandenburgischen gewaltsamen Vorschritte in Franken erschienenen Druckschrift, betitelt: Öffentliche Darstellung der Staatsverhältnisse der Königl. Preussischen Fürstenthümer Anspach und Bayreuth gegen der Reichsstadt Nürnberg, Nürnberg, 1797, bes. S. 5-6, 12-16, 46.
- (3) An Einen Hochlöblichen Rath, untertänig treu schorsamste Vorstellung und Bitte Unserer der innen benannten hiesigen Bürger. In Interess der gegenwärtigen traurigen Lage unserer Vaterstadt, o. O. (Nürnberg), 1796. (Nürnberg, Stadtbibliothek, Nor. 5683. 8), S. 4-6, 10-11, 13, 9, 15, 16, 22-24.
- (4) Erhard, Agenter Bericht, Nr. 4 vom 10. 9. 1796, S. 181-182.
- (5) Zitiert aus: Haasis, Über das Recht, S. 220.) ⑤ 事實は次に基くが、筆者未見? Erhard (anonym), Schreiben eines

Reisenden an seinen Freund in H. über Nürnbergs gegenwärtige Lage. Im Jul. 1796. in: Deutschland, Bd. 3, St. 8. Berlin 1796, S. 135-153.

(9) Erhard. Agenter Bericht, Nr. 4, S. 185.

(7) Réimpression de l'ancien Moniteur, XIV, S. 517.

(8) ベーコン革命および指導的メンブーにのびつは次を参照。Vgl. Scheel, Süddeutsche Jakobiner, S. 215-228. Georg Friedrich List, Freiheit, Gleichheit, Brüderliebe, 1796. Ernst Alexander Jägerschmidt, Rundschreiben, 1796. Beides ist abgedruckt in: Scheel, Flugschriften, S. 127-128.

(6) Friedrich Adolph von Zwanziger, Philipp Franz Joseph Ritter von Rhode, フランス密使 Philipp Reibell はフランケン「共和国」を追求していた(領邦君主制下での制限された代表議会創出を中心とする)。一七九六年九月エマハルトの評価、「ツヴァンツィガーは啓蒙された人間で、善良な共和主義者です。一因みにエマハルト自身の自己規定、「民主主義者……共和主義者だが革命家ではない。」Vgl. Agenter Bericht, Nr. 4, S. 182. 自分とツヴァンツィガーを同列に共和主義者と規定しているところに、エマハルトの変化を看取できる。ツヴァンツィガーは決して共和制論者ではなかったのだから。

(10) Vgl. Julius Graf von Soden, Die Franzosen in Franken im Jahr 1796. Nürnberg 1796, S. 45. したがって間接的にプロイセンの拡張政策が非難されることになる。つまりアンズバッハ・バイロイトのみが貢租(クライス全体で八〇〇万リーヴル、馬二〇〇〇頭)を免除される(第二三条)。一七九五年四月プロイセンとの休戦が成立していたからである。因みにニエルンブルクの賦課は二五〇万リーヴル、馬三〇〇頭、長靴一万足、靴五万足等計一五〇〇万グルデンであった。Vgl. Agenter Bericht, Nr. 5 vom 13. 9. 1796, S. 184.

(11) Soden, a. a. O., S. 2.

(12) Agenter Bericht, Nr. 5, S. 183-184.

(13) (anonym), Politischer Guckkasten 1796. Nürnberg 1796, S. 5. 1)バンフレットの著者は同じ調子でパトリツィアーヤ・プロイセンも揶揄する。

(14) Soden, a. a. O., S. 11. 勿論ニエルゲンにしてみれば、ボナパルトのウィーン攻略戦と連携した、「作戦上の一通過点」とし

てのニュルンベルクにすぎず、しかもプロイセン軍と常に対峙するという特殊な条件下にあった。

(15) *Agenter Bericht*, Nr. 1, S. 172.

(16) しかしヴィルヘルム二世はこの協定を認めず、結局プロイセン軍も一〇月一日退却することになる。

(17) *Seine Antwort vom 24. 5. 1798*, *Zitiert aus: Scheel, Ständische Jakobiner*, S. 427 f. 断わるまでもなくこの発言は実情を過大視してはいるが、逆にハルデンベルクとその政府の姿勢を如実に示している。なおシエールはプロイセンとの和解を「緊急避難」とするが、一面的ではなからうか。Vgl. *Ebd.*, S. 438. がこの評価は一七九七—一八〇一年のニュルンベルク民衆運動の評価ともかわるので、他日改めて論じたい。

(18) *Agenter Bericht*, Nr. 5, S. 183, 185, 187, 186. 一三日でなく一〇日を断定するのは、一七九五年七月エアハルトをハルデンベルクに引き合わせたアンスバッハ政府秘密顧問官 *Theodor Konrad Kretschmann* を次のように賞讃しているからである。「根っからの共和主義者で〔ニュルンベルクを含むフランケン諸領の〕小専制君主を否定しはじめようとしている。その崩壊後には〔フリードリヒ二世という〕大専制君主の崩壊が続くのだ。」Vgl. *Agenter Bericht*, Nr. 4 vom 10. 9. S. 183.

(19) *Ebd.*, S. 186 f.

おわりに——挫折の意味

彼はニュルンベルクを捨てた。そして同じくニュルンベルク民衆にも別れを告げる。ハルデンベルクの仲介で一七九七年、アンスバッハのプロイセン政府官吏となり、翌々年末ベルリンに移る。翌一八〇〇年初め開業し、一八二七年一月までプロイセンの首都の市民として生き、そして死んだ。⁽¹⁾

彼の信念、専制に対する憎悪、迷信の排撃、共和制の夢はたしかに変わらない。⁽²⁾ しかしジャコバン派としてのエアハルトはもういない。プロイセンの現実が彼の夢想したプロイセンからかけ離れすぎたというだけではない。人

並以上の社会的名譽をかちえたにせよ、胸襟を開ける友人を見つけられなかったせいでもない。精神的孤独と望郷の念が募るなかで、信念の中核、人権への愛を奪われていったのである。「僕にとつて将来への展望とはことごとくカオスへの展望だ。一体ドイツの政治体制改革にとつてどんな希望があるというのか。僕は生き過ぎた。僕は決心している、世間でもものなるうという一切の目的を棄て、静かに生きるだけだ。」彼は民衆の自己解放を求めるが故に、民衆の直接性を、つまり自らの立脚する現実生活の反省作用・理論的再構成の欠如を批判した。そして革命的道德性の理論を、同時代人では匹敵する者のないほど明晰に構想した。だが現実の民衆を失ったとき、革命的道德性はその反対物、行為なき隠遁に転化したのである。民衆運動の苦悩と情熱が孕む反省能力と理論化の力を発見しようと努めながら、ついに発見できなかった悲劇を彼は演じたのである。そしてこの悲劇はエアハルトひとりのもではなかった。さらに彼個人の責任だけでもなかった。ひとつの時代精神が、個の生が体現するもうひとつの時代精神を飲みこんだのである。

しかしながら、エアハルトの時代精神は、特定の歴史的時間を生きただけなのであるか。むしろ人間の道德性なる抽象的原理に固執することによって、歴史的空間を越えるひろがりをもちうるのではないか。なぜなら、個々人の道德的原理から社会形成の論理が切斷されることによって、現代人の我々もまた新たな苦悩を引きうけざるをえなくなっているのだから。

(一) Brief an Kant vom 16. L. 1797, S. 144. Auch Nachschrift von von Ense zur Lebensbeschreibung, S. 38-44

(二) たとえば一八一一年、かつての『専制』論文を再刊して、それを批判したブーフホルツに宛てて「私は専制批判の……点で少しも変わってはおりません。」と書く。 Brief an Friedrich Buchholz vom Juli 1821, S. 532, 534. Vgl. Brief an Os-

terhausen vom 29. 8. 1821, S. 536.

(c) 「私が人を知れば知るほど、見出すのはますます多くの敵です。」 Brief an Osterhausen vom 5. 9. 1804, S. 486.

なお一八一七年 Medicinische Ober-Examinations-Kommissionメンペーに任命され、一〇年後には Ober-Medicinalratと昇進す。 Vgl. Von Ense, Nachschrift, S. 44.

(4) ニュルンベルクなごしヘアランゲンに帰る希望、否悲鳴は繰り返される。 Vgl. Brief an Osterhausen vom 31. 10. 1809, S. 503. Brief an Osterhausen vom 5. 9. 1804, S. 486. Brief an Niechammer vom 30. 3. 1819, S. 528.

(5) Brief an Osterhausen vom 14. 4. 1810, S. 505.

(一九八六年三月脱稿)

(本稿がなるにあたって、学会報告の機会を与えられたワイマル友の会、史料閲覧・提供の便を図られた芝田進午氏、Zentralarchiv zu Merseburg, DDR, Stadtbibliothek zu Nürnberg, Germanisches National-Museum, Nürnberg, Stadarchiv zu Mainz, 助言をいただいたシェール、ベンダ、ハースの各先生、故良知力氏に感謝します。また一九八二年度、一九八七年度法政大学特別研究助成金による研究成果の一部であることを付記する。)